【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第78期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	西川ゴム工業株式会社
【英訳名】	NISHIKAWA RUBBER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　小　川　秀　樹
【本店の所在の場所】	広島市西区三篠町二丁目２番８号
【電話番号】	(082)237-9371(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役　山　本　秀　至
【最寄りの連絡場所】	広島市西区三篠町二丁目２番８号
【電話番号】	(082)237-9371(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役　山　本　秀　至
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第77期 中間連結会計期間	第78期 中間連結会計期間	第77期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(百万円)	57,349	61,829	122,138
経常利益	(百万円)	4,736	4,911	11,189
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益	(百万円)	4,289	3,226	10,960
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	5,643	6,291	15,329
純資産額	(百万円)	86,174	94,995	92,332
総資産額	(百万円)	140,315	148,518	147,367
１株当たり中間（当期）純利益	(円)	111.85	88.99	293.81
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	58.7	60.9	59.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,397	3,070	12,214
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3,274	△7,003	△856
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,341	△5,159	△9,725
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	39,417	36,008	44,265

(注) １ 当社は中間連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
２ 潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日）における世界経済は、中東情勢に伴うエネルギー供給問題やインフレ圧力、通商政策の不確実性が経済活動の下押し要因となりました。自動車産業では、関税や金利、エネルギー価格の変動を背景に需要と供給網の地域差が拡大し、EVとハイブリッド車を組み合わせた電動化戦略の重要性が高まりました。

日本においては、自動車市場は持ち直す一方、米国の通商政策や為替、海外需要の変動が生産計画に影響しました。

米国においては、自動車メーカー各社はEV投資を継続しつつも、需要が堅調なハイブリッド車との併存を見据えた戦略へ変化し、生産台数も増加しました。

メキシコにおいては、国内市場では自動車販売が堅調な一方、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の見直しを巡る不確実性が北米向け輸出生産に影響を与え、生産配分や供給体制の見直しが続きました。

中国においては、自動車市場では価格競争の激化や消費者マインドの低迷により、自動車需要は弱含みで推移しました。一方、自動車生産台数は国内販売の低迷を輸出で補う状況となりました。

インドネシアにおいては、自動車需要は回復し、BEVやハイブリッド車の販売も拡大しました。中国系自動車メーカーの台頭と現地生産促進策を背景に、電動化競争が強まりました。

タイにおいては、自動車市場では国内販売が回復したものの、輸出向け生産は弱含みとなりました。中国系BEVと日系ハイブリッド車を軸に競争が激化し、供給網の再編が進みました。

このような状況のなか、当社グループは、『2030年 グローバル中長期経営計画』のもと、各地域における収益基盤の強化、原価改善活動の推進、および資本効率の向上に取り組みました。

当中間連結会計期間の業績は、メキシコ・中国・タイにおける日系自動車メーカーの減産影響があったものの、日本におけるモデルチェンジに伴う受注増加および円安による影響が寄与し、売上高61,829百万円（前年同期比4,479百万円増、7.8%増）となりました。営業利益は生産合理化活動の継続に加え、メキシコ子会社の原価改善や円安による影響が寄与し、4,046百万円（前年同期比66百万円増、1.7%増）となりました。営業外損益においては受取配当金の増加や固定資産除却損の減少などの影響により、経常利益は4,911百万円（前年同期比174百万円増、3.7%増）となりましたが、親会社株主に帰属する中間純利益は、3,226百万円（前年同期比1,062百万円減、24.8%減）となりました。前年同期から減益となった理由は、法人税更正処分取消訴訟の確定に伴う過年度法人税等の還付金を前年同期に計上したためです。

セグメントの業績は次のとおりです。

（日本）

日本セグメントは、国内顧客のモデルチェンジに伴う受注増加に加え、高付加価値製品（新タイプのグラスランチャンネル）の採用拡大により、売上高は29,235百万円（前年同期比1,660百万円増、6.0%増）となりました。営業利益は受注増加により、1,656百万円（前年同期比51百万円増、3.2%増）となりました。

（北米）

北米セグメントは、増収増益となりました。米国子会社では、米国主要顧客の生産台数増加を背景に増収となりました。営業利益については労務費等の増加があったものの、原価低減活動や円安の影響により増益となりました。一方、メキシコ子会社では、顧客の生産台数減少があったものの、グループ会社連携による原価改善等の効果により増益となりました。結果として、北米セグメント全体の売上高は25,981百万円（前年同期比3,424百万円増、15.2%増）、営業利益は1,557百万円（前年同期比556百万円増、55.5%増）となりました。

（東アジア）

東アジアセグメント（中国）は、円安による押上げ効果はあったものの、主要顧客である日系自動車メーカーの販売低迷を背景に、生産台数が減少したことから、売上高は4,317百万円（前年同期比42百万円減、1.0%減）となりました。利益面では、固定費削減に努めたものの、操業度低下による収益悪化が影響し、営業損失111百万円（前年同期は営業利益178百万円）となりました。

（東南アジア）

東南アジアセグメントは、インドネシア子会社において新車種受注による増販効果があったものの、タイ子会社では、競争環境の変化に加え、主要顧客の生産台数減少の影響を受けたことから、売上高は5,406百万円（前年同期比326百万円減、5.7%減）となりました。利益面では、円安による押上げ効果があったものの、タイ子会社における減産に伴う操業度低下等の影響により、営業利益は904百万円（前年同期比266百万円減、22.7%減）となりました。

当中間連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末に比べ1,150百万円増加し、148,518百万円となりました。これは、配当金や法人税等の支払により現金及び預金の減少があったものの、投資有価証券の期末時価評価額が増加したことなどによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,512百万円減少し、53,522百万円となりました。これは、投資有価証券の増加に伴う繰延税金負債の増加などがあったものの、法人税等の支払により未払法人税等が減少したことや借入金の返済などによるものです。

また、純資産合計は前連結会計年度末に比べ2,663百万円増加し、94,995百万円となりました。これは、配当金により利益剰余金が減少したものの、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末より1.3ポイント上昇し、60.9%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ8,256百万円減少し、36,008百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、3,070百万円（前年同期比3,327百万円の収入減）となりました。主な要因は、法人税等の支払額が増加したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、7,003百万円（前年同期比3,728百万円の支出増）となりました。主な要因は、定期預金の払戻による収入が減少したことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、5,159百万円（前年同期比817百万円の支出増）となりました。主な要因は、自己株式の取得による支出は減少しましたが、長期借入れによる収入が減少したことなどによるものです。

(3) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上および財務上の課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 2030年 グローバル中長期経営計画への取り組みに関する説明

当社は2024年５月に、『2030年 グローバル中長期経営計画』を策定し、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を取り入れ、当社の企業価値向上と持続可能な社会に貢献すべく尽力してまいりました。

また、事業戦略・資本政策・ガバナンスの透明性を最大限に高め、持続的な企業価値向上を推進する基盤を固めるため、2025年２月10日に策定した『2030年 グローバル中長期経営計画』追補版の各施策の推進に取り組んでいます。

①成長戦略

（日本）

軽量・静音の差別化製品「E$^{Square®}$（イースクエア）」のブランド上市に向けた顧客へのプロモーションを推進するとともに、日本のみならず海外関係会社への技術移転も並行して取り組み、当社製品装着シェアアップによる売上拡大を図っています。

また、高付加価値製品（新タイプのグラスランチャンネルや複合化製品）の拡販にも力を入れ、さらなる売上拡大を図っています。

加えて、価格競争力の強化に向けて継続的な原価改善を推進するとともに、欧州戦略を着実に実行し、収益性のさらなる向上を目指します。

（北米）

『2030年 グローバル中長期経営計画』の最重点課題として取り組んできた北米セグメントの事業構造改革については、一定の成果が見えてまいりました。メキシコ子会社においては、昨年度に引き続き、中国子会社から生産改善チームを送り、現場を巻き込む改善を実施し、原価改善活動を継続しています。米国子会社においては、収益性向上を図るための合理化投資に加え、生産体制の維持・強化に向けた老朽化設備の更新投資を実施することを決定しました。加えて日本本社からの生産改善チームの派遣も決定し、合理化投資の効果増大を図ります。

引き続きグループ全体で連携して、生産性の改善とガバナンス強化の両面での支援を継続し、北米セグメントにおける経営基盤を盤石なものとし、さらなる成長に向けた経営資源の投入を進めてまいります。

（東アジア）

日系自動車メーカーの販売低迷により売上が減少していますが、日本の自動車メーカー納入品の生産を中国子会社で請け負うスキームを拡大し、中国子会社における仕事量の確保と、グループ全体の収益向上を図っています。

加えて、当社で受注した欧州自動車メーカー向け製品に対応するため、量産化に向けた生産体制の整備を推進しています。

また、中国自動車メーカーへのプロモーション活動を強化し、東アジアセグメントの受注増加を図っています。

（東南アジア）

日系自動車の販売シェアが低下する中、適切な収益を確保できる構造改革を進めています。

インドネシア子会社においては、タイ子会社からの樹脂製品用の押出生産設備の移設が完了し、投資効果が表れてきています。引き続きインドネシアでの日系自動車メーカー向け樹脂製品のシェアアップによる売上拡大を図っていきます。

一方で、東南アジアセグメントにおいても日系自動車の販売シェアが低下傾向にあるため、非日系自動車メーカーへの拡販活動を強化し、適切な収益を確保できる構造改革を進めています。

②資本政策

滞留している現預金を成長投資に振り分けるとともに、最適な自己資本比率を55%と定め、2025年３月期から毎期DOE８%程度の配当を実施しています。

引き続き、政策保有株式の売却等の資本政策を推し進め、売却等により得られる資金は、成長投資を優先しつつ、DOEを基軸とした株主還元方針との整合も踏まえ、成長投資および株主還元に適切に配分し、持続的な企業価値向上を図っていきます。

(5) 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当中間連結会計期間において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について変更を行いました。その内容は次のとおりであります。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）

当社は、「正道 和 独創 安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉および世界の進運に寄与しうるものでなければならないと考えております。当社は、お客様第一に徹し、品質・技術を基盤として社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「しなやかでたくましい会社」「存在感のある会社」を目指し、「和の心」をもって全社員が一丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。

当社グループの企業価値は、長年にわたり蓄積してきた品質・技術およびモノづくりの知見、製品供給に求められる品質保証体制、取引先との信頼関係、ならびにこれらを支える人材・組織・事業基盤等の有形無形の資産の総体によって形成されているものと認識しております。当社は、これらの企業価値の源泉を維持・強化し、その上でさらなる成長を実現することが、企業価値および株主共同の利益の確保・中長期的な向上に不可欠であると考えております。

また、当社は、2024年５月に公表した『2030年 グローバル中長期経営計画』に加え、2025年２月にはその追補版を公表し、成長戦略ストーリーおよび中長期経営目標をより具体化した上で、その達成に向けて取り組んでおります。当社としては、かかる中長期の事業戦略・資本政策の遂行を通じて企業価値向上を実現していく過程において、当社グループの企業価値の源泉や成長戦略を十分に理解しないまま、短期的視点に偏った支配権の取得が行われることは、株主共同の利益を損なうおそれがあると考えております。

従いまして、当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是および経営理念を理解し、当社グループの企業価値の源泉ならびにステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならない」と考え、これを基本方針として定めております。

当社は、上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、それを一概に否定するものではありません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

一方で、近時、わが国においては同意なき買収を含む企業買収を巡る環境が変化しており、同意なき買収の動きが従前に比べて目立つ状況にあります。このような環境下では、大規模買付行為が、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要な情報の提供や十分な検討期間が確保されないまま進行し、当社の『2030年 グローバル中長期経営計画』（追補版を含みます。）の達成に向けた取り組みの評価が尽くされないまま、当社株式の買付けが進められるおそれも否定できません。

そのため、株主の皆様の合理的な判断の機会を確保するとともに、当社取締役会が、当社グループの企業価値および株主共同の利益の観点から、大規模買付者の提案内容を精査し、必要に応じて代替案の提示や協議・交渉等を行うための時間的余裕も確保されることが重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある株式等の大規模買付者は、基本方針に照らし、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様の合理的判断の機会を確保する観点から、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えております。

② 基本方針の実現に資する取り組み

ⅰ 事業戦略

当社グループの競争力の源泉である技術・品質・顧客対応力・グローバル供給体制等を強化し、収益性の改善と成長投資（新工場・設備投資・研究開発等）を通じて、ROE/ROICが資本コストを上回る状態の定着を目指しております。

ⅱ 資本政策

当社は、資本効率と財務健全性の両立を図る観点から、最適資本構成を設計し、継続的な企業価値向上と株主共同の利益の最大化を目指しております。具体的には、最適な自己資本比率を55%と定め、ROE９％を目指す方針を掲げております。

株主還元については、2025年３月期から連結DOE（株主資本配当率）を年間８％程度とする方針に基づき配当を実施するとともに、2026年３月期からは自己株式取得を６年間で発行済株式総数の６％実施する方針を掲げ、配当と自己株式取得を機動的に組み合わせることで資本効率の向上に取り組んでおります。本方針に掲げた目標を早期に実現するため、2025年９月には発行済株式総数に対して６％（2,400,000株）の自己株式取得を実施いたしました。

また、資本効率向上および資本コストを意識した経営の観点から、政策保有株式については保有合理性を継続的に検証し、縮減を推進しており、2028年３月期までに100億円規模を売却する方針を示しております。

ⅲ サステナビリティ

当社は、サステナビリティへの対応を、企業価値の源泉（品質・信頼・供給責任等）を支える経営上の重要課題と位置づけ、日々活動を推進しております。

環境面では、当社および国内子会社において、2013年度比で2030年度までにCO2排出量46%削減、2050年カーボンニュートラルを目指し、省エネ・エネルギー置換・再生可能エネルギーの購入・拡大等を継続的に推進しております。また、サステナビリティに関する取り組みおよび指標については、CSR報告書等を通じて継続的に開示しております。

ⅳ コーポレートガバナンス

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値向上の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスのさらなる高度化に取り組んでおります。具体的には、監督機能と執行機能の明確化を図るため、社内取締役の減員および独立社外取締役比率の引き上げを進めた結果、現在の取締役会は取締役10名（うち独立社外取締役５名）で構成しております。

加えて、業務執行の機動性を高める観点から、従来、取締役会が担っていた業務執行に関する機能の一部を、2025年７月から、新たに設置した経営執行会議に委譲し、取締役会は重要な意思決定と監督機能に、より重点を置く体制へ移行しております。これにより、重要課題に対する意思決定の迅速化と、監督の実効性向上の両立を図っております。

さらに、取締役会実効性評価を継続的に実施し、その結果に基づき現状の課題を抽出した上で、「あるべき取締役会像」および「あるべき経営人材像」を言語化し、ガバナンスの土台づくりを行っております。加えて、「あるべき取締役会像」に基づき将来の経営幹部候補を選定し、アセスメントを通じて各候補者の特性を踏まえた育成につなげるなど、後継者計画（サクセッション）に関する取り組みを進め、最終的にはボード・サクセッション・プランの策定につながる活動に取り組んでおります。

当社は、以上のガバナンス体制の下、『2030年 グローバル中長期経営計画』およびその追補版に沿った事業戦略および資本政策の進捗を継続的にモニタリングし、適時適切な情報開示と対話を通じて、企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

③ 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

当社は、2011年６月28日開催の第62回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2026年６月25日開催の第77回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、一部変更のうえ「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続しております。その概要は以下のとおりです。

ⅰ 本プランの目的

当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様に正確に判断していただくことを第一の目的とし、当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的といたします。そのために、株主の皆様の判断に必要な情報および時間を確保いたします。

ⅱ 本プランの対象となる大規模買付行為

本プランの対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等に係る買付その他の行為（既に20%以上である場合の買付その他の行為を含みます。）、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等に係る買付その他の行為、またはこれらの行為の実施の有無にかかわらず、他の株主その他の保有者との間で共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、実質的な支配関係もしくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為で、保有割合の合計が20%以上となるものであります（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が本プランを適用しないことに同意したものを除きます。）。該当性については、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に判断するものとします。

iii　大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過し、当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様に開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。ただし、株主意思の確認のための株主総会を開催する場合には、当該株主総会において対抗措置の是非が決定されるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

iv　大規模買付行為がなされた場合の対応

a　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、後記のような対抗措置は原則講じません。ただし、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に対抗措置を講じることがあります。

b　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

v　対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続

a　独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたします。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役から選任します。

b　対抗措置発動の手続

対抗措置をとろうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとし、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容およびその発動の是非について、当社取締役会に対して勧告を行うものといたします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重するものとし、株主意思の確認のための株主総会を開催する場合には、その決議の結果に従い、対抗措置を発動するか否かを最終決定するものとします。その内容は、独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様に速やかに開示いたします。

c　株主意思の確認手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、原則として、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、株主総会を開催する時間や株主の皆様の判断に必要な情報を確保することができない場合等には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主総会を経ることなく対抗措置を発動することがあります。また、利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案し、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大規模買付者および独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者が有する議決権の全部または一部を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

vi　本プランの有効期限

本プランの有効期限は、2026年６月25日開催の第77回定時株主総会終結の日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までといたします。

④　本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

ｉ　本プランが基本方針に沿うものであること

本プランに基づき、当社取締役会は、当社が公表する中長期的な事業戦略、資本政策およびコーポレート・ガバナンスに関する取り組み、ならびに当社グループとステークホルダーとの関係を踏まえ、大規模買付者の大規模買

付提案が当社グループの企業価値、株主共同の利益の確保・向上につながるか等を検討することで、当社の支配者として相応しい者か否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様に開示いたします。従いまして、本プランは基本方針に十分沿うものと判断しております。

ii　本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。

iii　本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランの更新は株主総会での承認を条件としており、さらに大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するため、独立委員会のシステムを導入しております。加えて、一定の場合には、対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催し、当社取締役会はその決議の結果に従って最終決定することとしております。以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断しております。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は390百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	37,000,000	37,000,000	東京証券取引所スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	37,000,000	37,000,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年9月30日	―	37,000,000	―	3,364	―	3,661

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人西川記念財団	広島市西区三篠町二丁目２番８号	3,060	8.44
株式会社ハイレックスコーポレーション	兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号	2,482	6.84
西川ゴム工業取引先持株会	広島市西区三篠町二丁目２番８号	2,046	5.64
西　川　正　洋	広島市西区	2,010	5.54
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目３番８号	1,797	4.95
株式会社山口銀行	山口県下関市竹崎町四丁目２番36号	1,088	3.00
ＢＮＹＭ ＳＡ／ＮＶ ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＦＯＲ ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴＳ Ｍ ＬＳＣＢＲＤ（常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	ＯＮＥ ＣＨＵＲＣＨＩＬＬ ＰＬＡＣＥ，ＬＯＮＤＯＮ，Ｅ１４　５ＨＰ ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ	853	2.35
株式会社西川ファインエステート	広島市西区古江東町１番36号	810	2.23
西川ゴム工業社員持株会	広島市西区三篠町二丁目２番８号	786	2.17
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	626	1.73
計	―	15,561	42.90

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式が723千株あります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式　723,500	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　36,225,500	362,255	―
単元未満株式	普通株式　51,000	―	―
発行済株式総数	37,000,000	―	―
総株主の議決権	―	362,255	―

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式13株が含まれています。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 西川ゴム工業株式会社	広島市西区三篠町二丁目２番８号	723,500	―	723,500	1.96
計	―	723,500	―	723,500	1.96

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,927	47,806
受取手形及び売掛金	15,881	16,097
電子記録債権	1,482	1,366
有価証券	2,100	2,900
製品	3,463	4,275
仕掛品	1,301	1,402
原材料及び貯蔵品	3,109	3,184
未収還付法人税等	47	40
その他	1,078	1,661
貸倒引当金	△3	△3
流動資産合計	80,387	78,731
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,984	7,894
機械装置及び運搬具（純額）	9,643	9,389
工具、器具及び備品（純額）	2,132	2,179
土地	4,910	4,930
リース資産（純額）	2,445	2,387
建設仮勘定	2,223	2,309
有形固定資産合計	29,340	29,090
無形固定資産		
借地権	316	316
その他	875	917
無形固定資産合計	1,192	1,234
投資その他の資産		
投資有価証券	25,711	28,464
長期貸付金	37	27
繰延税金資産	719	717
退職給付に係る資産	9,373	9,591
その他	607	662
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	36,447	39,461
固定資産合計	66,980	69,787
資産合計	147,367	148,518

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,837	8,966
短期借入金	8,889	8,253
１年内返済予定の長期借入金	6,067	6,094
未払法人税等	1,963	869
賞与引当金	1,418	1,331
製品保証引当金	17	17
未払金	1,567	1,156
その他	5,499	5,576
流動負債合計	34,260	32,263
固定負債		
長期借入金	9,223	8,896
繰延税金負債	8,800	9,706
退職給付に係る負債	497	524
役員退職慰労引当金	29	―
リース債務	1,503	1,385
長期未払金	250	275
資産除去債務	390	392
その他	79	78
固定負債合計	20,774	21,259
負債合計	55,035	53,522
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,364	3,364
資本剰余金	3,527	3,549
利益剰余金	58,077	57,968
自己株式	△1,627	△1,580
株主資本合計	63,342	63,301
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,979	13,799
為替換算調整勘定	10,057	10,909
退職給付に係る調整累計額	2,510	2,374
その他の包括利益累計額合計	24,547	27,083
非支配株主持分	4,442	4,610
純資産合計	92,332	94,995
負債純資産合計	147,367	148,518

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	57,349	61,829
売上原価	46,627	50,343
売上総利益	10,722	11,485
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,825	2,142
給料及び手当	1,703	1,787
退職給付費用	△8	△20
その他	3,221	3,530
販売費及び一般管理費合計	6,742	7,439
営業利益	3,979	4,046
営業外収益		
受取利息	164	179
受取配当金	472	492
持分法による投資利益	302	283
為替差益	156	83
その他	236	223
営業外収益合計	1,331	1,261
営業外費用		
支払利息	301	297
固定資産除却損	102	23
その他	170	75
営業外費用合計	574	395
経常利益	4,736	4,911
特別利益		
固定資産売却益	3	―
投資有価証券売却益	6	0
特別利益合計	10	0
特別損失		
固定資産除却損	※2 0	※2 31
特別損失合計	0	31
税金等調整前中間純利益	4,746	4,881
法人税、住民税及び事業税	853	952
過年度法人税等	※1 △1,139	―
法人税等調整額	159	159
法人税等合計	△125	1,111
中間純利益	4,871	3,769
非支配株主に帰属する中間純利益	582	542
親会社株主に帰属する中間純利益	4,289	3,226

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
中間純利益	4,871	3,769
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,954	1,819
為替換算調整勘定	△2,036	935
退職給付に係る調整額	△61	△136
持分法適用会社に対する持分相当額	△86	△97
その他の包括利益合計	771	2,522
中間包括利益	5,643	6,291
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	5,264	5,763
非支配株主に係る中間包括利益	378	528

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,746	4,881
減価償却費	2,711	2,805
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△0	0
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△378	△417
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	7	29
受取利息及び受取配当金	△637	△671
支払利息	301	297
為替差損益（△は益）	△317	△22
持分法による投資損益（△は益）	△302	△283
投資有価証券売却損益（△は益）	△6	△0
固定資産除却損	103	54
固定資産売却損益（△は益）	△10	△0
売上債権の増減額（△は増加）	△653	155
棚卸資産の増減額（△は増加）	△13	△793
仕入債務の増減額（△は減少）	△613	21
その他	675	△1,304
小計	5,615	4,751
利息及び配当金の受取額	717	639
利息の支払額	△312	△316
法人税等の支払額	△285	△2,053
法人税等の還付額	662	49
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,397	3,070
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	―	△800
定期預金の預入による支出	△5,306	△5,647
定期預金の払戻による収入	4,678	1,368
有形固定資産の取得による支出	△2,913	△1,838
有形固定資産の売却による収入	315	100
無形固定資産の取得による支出	△88	△185
投資有価証券の取得による支出	△0	△8
投資有価証券の売却による収入	13	0
貸付けによる支出	△4	△1
貸付金の回収による収入	21	8
投資有価証券の償還による収入	10	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,274	△7,003

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△280	△916
長期借入れによる収入	8,000	―
長期借入金の返済による支出	△603	△372
自己株式の取得による支出	△7,441	△0
配当金の支払額	△3,530	△3,330
非支配株主への配当金の支払額	△328	△361
リース債務の返済による支出	△158	△179
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,341	△5,159
現金及び現金同等物に係る換算差額	△955	835
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,174	△8,256
現金及び現金同等物の期首残高	41,592	44,265
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 39,417	※1 36,008

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

偶発債務

当社のメキシコ子会社であるニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコS.A. DE C.V.において、2021年12月期に係る税務申告に関し、2026年５月28日にメキシコ税務当局より1,189百万ペソの納付を命じる更正決定通知を受領しました。

本通知の内容はメキシコ税法に反する不合理なものであり、到底承服できないと考えていることから、当局に対し不服申し立てを行っています。

なお、当社グループの当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績への影響については、現時点で合理的な見積りは困難であること等から、引当金等の計上は行っていません。

(中間連結損益計算書関係)

※１　過年度法人税等

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

当社は、国に対する法人税更正処分等の取消訴訟の判決が確定したことを受け、「過年度法人税等」を計上しています。

※２　固定資産除却損の内訳は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
建物及び構築物	0百万円	31百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
	(百万円)	(百万円)
現金及び預金	45,931	47,806
預入期間が３か月を超える定期預金	△8,614	△13,897
３か月以内の短期投資である有価証券	2,100	2,100
現金及び現金同等物	39,417	36,008

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月26日定時株主総会	普通株式	3,534	183	2025年３月31日	2025年６月27日	利益剰余金

(注)当社は、2025年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、「１株当たり配当額」は当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しています。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月13日取締役会	普通株式	3,299	91	2025年９月30日	2025年12月19日	利益剰余金

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月25日定時株主総会	普通株式	3,335	92	2026年３月31日	2026年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月13日取締役会	普通株式	3,373	93	2026年９月30日	2026年12月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	日本	北米	東アジア	東南アジア	計	調整額(注)１	中間連結損益計算書計上額(注)２
売上高							
外部顧客への売上高	25,167	22,555	4,003	5,622	57,349	―	57,349
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,408	1	356	110	2,876	△2,876	―
計	27,575	22,557	4,359	5,732	60,226	△2,876	57,349
セグメント利益	1,604	1,001	178	1,170	3,956	23	3,979

(注)１.セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。
２.セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

Ⅱ　当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	日本	北米	東アジア	東南アジア	計	調整額(注)１	中間連結損益計算書計上額(注)２
売上高							
外部顧客への売上高	27,164	25,972	3,416	5,276	61,829	―	61,829
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,071	9	901	129	3,111	△3,111	―
計	29,235	25,981	4,317	5,406	64,941	△3,111	61,829
セグメント利益又は損失(△)	1,656	1,557	△111	904	4,006	39	4,046

(注)１.セグメント利益又は損失（△）の調整額は、セグメント間取引消去です。
２.セグメント利益又は損失（△）の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、自動車用部品ならびに建築・土木・化粧品等の業界向け一般産業資材を製造販売しています。当社グループの報告セグメントを、取り扱う製品・サービス別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	日本	北米	東アジア	東南アジア	
自動車用部品	23,168	22,555	4,003	5,622	55,351
一般産業資材	1,998	―	―	―	1,998
合計	25,167	22,555	4,003	5,622	57,349

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	日本	北米	東アジア	東南アジア	
自動車用部品	25,108	25,972	3,416	5,276	59,773
一般産業資材	2,055	―	―	―	2,055
合計	27,164	25,972	3,416	5,276	61,829

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益	111円85銭	88円99銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	4,289	3,226
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	4,289	3,226
普通株式の期中平均株式数(株)	38,347,950	36,261,896

(注)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第78期(2026年４月１日から2027年３月31日まで)中間配当について、2026年11月13日開催の取締役会において、2026年９月30日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

(1)	**配当金の総額**	**3,373百万円**
(2)	**１株当たりの金額**	**93円**
(3)	**支払請求権の効力発生日および支払開始日**	**2026年12月18日**

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

西川ゴム工業株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　田　幸　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊　地　良　祐

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている西川ゴム工業株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西川ゴム工業株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注

記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。